

# タイ王国向け輸出に係る選果こん包施設認定実施要領

## 第1条 目的

本要領は、タイ王国保健省告示(2017年第386号)「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」(以下、「告示」という。)に基づき、愛媛県(以下、「県」という。)が、タイへ農産物を輸出する県内の選果こん包施設を認定するにあたり必要な事項を定める。

## 第2条 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 検査対象施設

告示により認定が求められる農産物をタイ向けに輸出する県内の選果こん包施設(以下、「施設」という。)を対象とし、一施設ごとに認定を行う。

### (2) 認定

告示が定める基準を満たしている施設として、県が認めることをいう。

### (3) 認定取得者

前号の規定により認定を取得した施設の責任者をいう。

### (4) 認定基準

告示の附属文書2において定める基準をいう。

### (5) 検査

認定基準を満たすか否かを判断するため、認定の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。

## 第3条 認定の申請

### (1) 申請者の要件

認定を申請することができる者は、前条(1)に定める検査対象施設の責任者とする。

### (2) 申請方法及び申請先

申請者は、認定申請書(別記様式第1号)に必要書類を添付し、原則検査を希望する日の3週間前までに県食ブランドマーケティング課に提出する。

## 第4条 検査の実施

### (1) 検査員

検査は、県食ブランドマーケティング課及び施設所在地を所管する県地方局農林水産振興部に所属する職員のうち2名以上で行うものとする。

### (2) 検査日

検査日は、原則として認定申請書に記載された検査希望日とする。ただし、当該日において検査の実施が困難であると判断される場合には、申請者と協議の上、別日において検査を実施することができる。

なお、検査は、選果こん包の実施期間中に行わなくてもよい。

(3) 検査方法及び検査内容

検査に当たって、検査員は、告示の附属文書2に定める規程を遵守していることを確認するため、告示の附属文書3に定めるチェックリスト及び採点基準に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認、及び施設の責任者へのヒアリング等により検査を行う。

(4) 再検査の実施

検査の結果、認定基準を満たしていないことが確認された場合には、申請者と協議の上、再検査を実施することができる。なお、再検査は、初回の検査日から1か月以内に実施し、初回の検査時に「良い/普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

(5) 検査結果の開示

県は、施設の責任者から求められた場合には、検査結果を施設の責任者に対して開示するものとする。

## 第5条 認定の通知及び証明書の失効年月日

(1) 認定の通知

県食ブランドマーケティング課は、当該施設が認定基準を満たしていることが確認された場合には、認定通知書（別記様式第2号）に証明書（別記様式第3号）を添付の上（以下、「認定通知書等」という。）、申請者に通知する。なお、タイ向けの輸出にあたって輸出業者等に提出する証明書原本の写し（以下、「原本証明」という。）については、証明書交付の際、必要部数を交付できるものとする。

(2) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は3年間とし、発行日から起算して3年が経過した日を失効年月日とする。

(3) 証明書の追加発行

証明書の発行日以降に、認定取得者が原本証明の発行を請求する場合は、原本証明発行申請書（別記様式第4号）を県食ブランドマーケティング課に提出するものとする。なお、追加発行された証明書原本の写しの失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とする。

(4) 認定の更新

認定の更新を希望する認定取得者は、証明書の発行日から3年を経過する日の2か月前から第3条の規定に準じ更新申請を行うものとする。

## 第6条 証明書の目的外使用の禁止

認定取得者は、タイ向けの輸出時に使用する目的以外に、証明書を使用してはならない。

## 第7条 証明書記載事項の変更

(1) 証明書記載事項の変更申請

認定取得者は、証明書の有効期間内において、証明書記載事項に変更が生じた場合

には、証明書記載事項変更申請書（別記様式第5号）により、県食ブランドマーケティング課に遅滞なく変更を申請する。

## （2）証明書の再発行等

県食ブランドマーケティング課は、証明書記載事項変更申請書を受理した場合、必要に応じて再検査を実施の上、証明書及び原本証明を再発行することができる。

なお、再発行された証明書の失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とし、証明書の再発行があった際には、認定取得者は、当初発行の証明書の原本及び原本証明を、県食ブランドマーケティング課に遅滞なく返却する。

## 第8条 検査、認定及び証明書の発行に係る費用

検査、認定及び証明書の発行に係る費用は、無償とする。

## 第9条 認定の取消

県食ブランドマーケティング課は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認定を取り消し、認定取消通知書（別記様式第6号）により施設の責任者宛て通知する。

- （1）認定取得者の取組が認定基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ事務所等による改善指導に従わない場合
- （2）認定取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- （3）認定取得者が証明書を不正に使用した場合
- （4）認定取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合
- （5）その他相当の理由があると認められる場合

なお、認定の取り消しを受けた者は、取消対象となった証明書の原本及び原本証明を、県食ブランドマーケティング課に遅滞なく返却する。

## 第10条 申請書類等の保存及び保存期間

### （1）申請書類等の保存

県は、認定に際し、申請書類（証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認定通知書等（認定取消通知書を含む。）の写し、及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第7号）を作成・保存する。

- ア 申請書類の受付年月日
- イ 施設の名称、所在地及び連絡先
- ウ 施設の責任者の氏名
- エ 証明書に記載された品目
- オ 証明書に記載された施設番号
- カ 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
- キ 検査者の所属及び職氏名
- ク 検査結果点数（合計点）
- ケ 証明書の発行年月日
- コ 証明書の失効年月日

サ その他特記事項（認定内容の変更、認定取消年月日及びその事由等）

(2) 保存期間

県食ブランドマーケティング課は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し5年間保存する。

第11条 秘密保持義務等

本要領に基づく認定業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えいし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

第12条 苦情等への対応

(1) 体制の整備

認定取得者は、本要領に基づく認定を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

(2) 認定取得者の責務

認定取得者は、出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

(3) 原因究明

県は、事故等が発生した場合、必要に応じて調査を行い、原因究明を行うとともに、施設の責任者に対し適切な指導を行うものとする。

第13条 国への報告

県食ブランドマーケティング課は、施設の認定、認定の取消及び廃止又は認定の有効期間が満了した施設があった場合には、「タイ向け輸出青果物の取扱要綱（農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）第3の2の（1）の別表2の別紙 TH-P1）」の5の5-5の規定に基づき、国が定める様式により取りまとめ、翌月8日までに所管する地方農政局長に報告するものとする。

第14条 認定施設の確認

県食ブランドマーケティング課は、タイ向け輸出青果物の取扱要綱の5の5-1の規定に基づき、認定された施設について、当該施設の認定書の有効期間の間、必要に応じて定期的な確認を行うものとする。

第15条 留意事項

本証明書の発行は、タイ向け青果物の円滑な輸出が行われるよう、行政サービスの一環として行うものであり、事前通知なしに当該証明書発行の遅延、本要領の変更等が行われる可能性がある。なお、県は、これらにより発生した損失等の補償は行わない。

## 第16条 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて協議し決定するものとする。

## 附則

本要領は、令和8（2026）年7月8日から施行する。